

築上町告示第9号

平成26年第1回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成26年2月19日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成26年3月3日

2 場 所 築上町役場議事堂

---

○開会日に応招した議員

工藤 政由君	小林 和政君
宮下 久雄君	西畑イツミ君
西口 周治君	工藤 久司君
丸山 年弘君	吉元 成一君
武道 修司君	塩田 文男君
塩田 昌生君	中島 英夫君
田原 宗憲君	信田 博見君
田村 兼光君	

---

○3月7日に応招した議員

---

○3月10日に応招した議員

---

○3月11日に応招した議員

---

○3月20日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成26年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

平成26年3月3日 (月曜日)

---

議事日程 (第1号)

平成26年3月3日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告

・提出された案件等の報告

日程第4 発議第1号 築上町議会報編集委員会委員の選任について

日程第5 議案第1号 専決処分について (平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について

日程第6 議案第2号 平成25年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について

日程第7 議案第3号 平成25年度築上町霊園事業特別会計補正予算 (第1号) について

日程第8 議案第4号 平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号) について

日程第9 議案第5号 平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について

日程第10 議案第6号 平成26年度築上町一般会計予算について

日程第11 議案第7号 平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第12 議案第8号 平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について

日程第13 議案第9号 平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について

日程第14 議案第10号 平成26年度築上町霊園事業特別会計予算について

日程第15 議案第11号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計予算について

日程第16 議案第12号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第17 議案第13号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

日程第18 議案第14号 平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第19 議案第15号 平成26年度築上町公共下水道事業特別会計予算について

- 日程第20 議案第16号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第17号 平成26年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第22 議案第18号 築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 築上町簡易水道事業（築城中部地区）給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 築上町簡易水道事業（築城地区）給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第21号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第22号 築上町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 築上町農業推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第24号 築上町固形堆肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 築上町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第26号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第29号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第34 議案第30号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第35 議案第31号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第32号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第37 議案第33号 築上町監査委員の選任について
- 日程第38 議案第34号 築上町公平委員会委員の選任について
- 日程第39 議案第35号 築上町公平委員会委員の選任について
- 日程第40 議案第36号 築上町公平委員会委員の選任について
- 日程第41 議案第37号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第42 議案第38号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第43 議案第39号 人権擁護委員の推薦について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告

①議長の報告

・提出された案件等の報告

- 日程第4 発議第1号 築上町議会報編集委員会委員の選任について
- 日程第5 議案第1号 専決処分について（平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第2号 平成25年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第7 議案第3号 平成25年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第4号 平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第5号 平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第6号 平成26年度築上町一般会計予算について
- 日程第11 議案第7号 平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第8号 平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第9号 平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第10号 平成26年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第11号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第12号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第17 議案第13号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第14号 平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第15号 平成26年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第16号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第17号 平成26年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第22 議案第18号 築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 築上町簡易水道事業（築城中部地区）給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 築上町簡易水道事業（築城地区）給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第21号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第22号 築上町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定

について

- 日程第27 議案第23号 築上町農業推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第28 議案第24号 築上町固形堆肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第29 議案第25号 築上町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第30 議案第26号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第31 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
日程第32 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
日程第33 議案第29号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について  
日程第34 議案第30号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について  
日程第35 議案第31号 築上町教育委員会委員の任命について  
日程第36 議案第32号 築上町教育委員会委員の任命について  
日程第37 議案第33号 築上町監査委員の選任について  
日程第38 議案第34号 築上町公平委員会委員の選任について  
日程第39 議案第35号 築上町公平委員会委員の選任について  
日程第40 議案第36号 築上町公平委員会委員の選任について  
日程第41 議案第37号 人権擁護委員の推薦について  
日程第42 議案第38号 人権擁護委員の推薦について  
日程第43 議案第39号 人権擁護委員の推薦について

---

出席議員 (15名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 工藤 政由君  | 2番 小林 和政君  |
| 3番 宮下 久雄君  | 4番 西畑イツミ君  |
| 5番 西口 周治君  | 6番 工藤 久司君  |
| 8番 丸山 年弘君  | 9番 吉元 成一君  |
| 10番 武道 修司君 | 11番 塩田 文男君 |
| 12番 塩田 昌生君 | 13番 中島 英夫君 |
| 14番 田原 宗憲君 | 15番 信田 博見君 |
| 16番 田村 兼光君 |            |

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 補佐 木部 英明君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君  
教育長 …………… 進 俊郎君  
会計管理者兼会計課長 …………… 田中 哲君  
総務課長 …………… 則行 一松君 財政課長 …………… 中野 誠一君  
企画振興課長 …………… 渡邊 義治君 人権課長 …………… 中野 康弘君  
税務課長 …………… 田村 一美君 住民課長 …………… 平塚 晴夫君  
福祉課長 …………… 高橋 美輝君 産業課長 …………… 田村 啓二君  
建設課長 …………… 平尾 達弥君 都市政策課長 …………… 久保 和明君  
上水道課長 …………… 加來 泰君 下水道課長 …………… 古田 和由君  
総合管理課長 …………… 松田 洋一君 環境課長補佐 …………… 進 信博君  
農業委員会事務局長 …… 加来 直之君 商工課長 …………… 神崎 一浩君  
学校教育課長 …………… 金井 泉君 監査事務局長 …………… 木部 英明君

---

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成26年第1回築上町議会定例会を開会します。

新川町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。3月3日に召集いたしましたところ、ちょっとまだ1名見えてないようでございますけれども、御参会をいただき大変ありがとうございます。就任後、初めての定例会でございますが、さきの臨時議会では御挨拶申し上げましたけれど、4年間どうぞよろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、12月以降の主な報告と申しますか、かねてから、し尿処理で築城の分を豊前のほうに持っていっておいりましたけれども、豊前環境施設組合が施設の長寿命化計画ということで、現有のし尿施設を一応大がかりな工事を行って長寿命化をやっていこうという計画で今、考慮しておるところでございます。そういう形の中で、従前から大きな負担のあるときは、築上町はこの環境施設組合から離脱して築城の分も液肥化してまいると、このような話をずっと以前からやっておりました。そういう形の中で事務局、何かやっぱり今の施設という形で考えておるようで

ございました。うちの分もまぜたところで計画しておりましたけれど、一応御破算にしようというようなことで、みやこと、それから豊前の処理量で計画を再構築していこうと、このような今、一応話になっておるところでございます。しかるに、築上町といたしましては、一応近々近々にこの施設が更新してでき上がった暁には、施設を離脱して独自に液肥化をやっていくと、このような形でいこうということで、ある一定の了解点には達しておるところでございます。そういう形の中で、本町もバイオマスタウン構想というものを現在、進めておりますし、この構想に基づきまして、3カ年で自前で液肥化するというのを着実にやってまいりたいと、このように考えておるし、そしてまた、豊前環境施設組合とは円滑な、いわゆるできた液肥の流通を円滑に行うということで、お互い、築上町が足りない分は補完をしていただく。そして、築上町は、余るといことは多分ないと思いますけれども、そういう協定を踏まえながら共同して行っていこうということで、現在、事を進めておることを御報告申し上げます。

それから、基地の問題で防音の関係でございますけれども、75Wの地域にサッシの交換が、一応傷んだ箇所は交換できるということで、防衛省のほうから一応決定が来ておるところでございます。今までは75Wは1回したら交換なかったということでございますけれども、交換が可能になったということで御報告を申し上げ、なお、あと、コンター前の、いわゆる告示日以降の防音工事、これらについては、まだ、なかなか全国的な問題もあるというようなことで、まだまだ防衛省のほうの回答は出てきておりませんが、これもやっぱり強力な運動をしながら、それとあと、コンターの見直しということで、この2つを大きく今後の要望事項として要望しておるところでございます。

それから、旧蔵内邸の3月2日現在の入館者でございますけれども、2万9,450名ということで、ほぼ3万人の目標は貫徹できようと、このように考えておるところでございますけれども、平成26年度以降、また、何か新しい方策を打ち出しながら、この入館の確保をやっていこうと、このように考えておるところでございます。

それからもう一点は、県営林道ということで、極楽寺の広域林道から県道の豊前犀川線ということで、ちょうど、いわゆる求菩提に行くところでございますけれども、そこまで一応県営林道でやっていただくということが目途が立ちました。26年度調査ということで、一応調査事業を行いまして、27年から事業を県営事業でやっていただこうと、このような話で一定の成果を上げておるところでございます。

一応行政報告は以上でございますけど、今議会議に提案しております案件は、専決処分が1件、それから平成25年度の補正予算4件、当初予算が平成26年度当初予算12件、そして条例改正案が9件、それから指定管理者の指定ということで2件、それから工事請負変更の案件が2件と、それからあと、教育委員ほか、それから人権擁護委員等々の人事案件が9件、提案をさせて

いただいて、計39議案になります。よろしく御審議をいただきながら、全議案、御採択をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これで行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、15番、信田博見議員、1番、工藤政由議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。信田委員長。

○議会運営委員長（信田 博見君） 議会運営委員会の報告をいたします。

2月26日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

3月3日月曜日の本日は、本会議で議案の上程、なお、発議第1号築上町議会報編集委員会委員の選任について、及び議案第1号専決処分について並びに議案第29号、30号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更については、本日、即決することとして協議いたしました。また、議案第31号から39号の人事案件については、中日に採決することとして協議しました。

3月4日火曜日、3月5日水曜日、3月6日木曜日は、議案考案日とします。

3月7日金曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託を行います。

3月8日土曜日、3月9日日曜日は休会とします。

3月10日月曜日は、一般質問とします。

3月11日火曜日は、一般質問の予備日とします。なお、一般質問の予備日をしない場合は、休会とします。

3月12日水曜日は、厚生文教常任委員会とします。

3月13日木曜日は、休会とします。

3月14日金曜日は、産業建設常任委員会とします。

3月15日土曜日、3月16日日曜日は、休会とします。

3月17日月曜日は、総務常任委員会とします。

3月18日火曜日は、休会とします。



3月19日水曜日は、委員会予備日とします。

3月20日木曜日は、本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決です。

今回、中学校及び小学校の卒業式の日時を考慮しての日程でございます。御了承願います。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については、一般質問で願います。なお、一般質問の受付締め切りは、明日正午までとします。

以上、会期は、本日から3月20日までの18日間とすることが適当だと決定いたしましたので、御報告します。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日3月3日から20日までの18日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月20日までの18日間に決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

それでは、本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、発議第1号外39件です。

また、例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、御報告いたします。

議事に入ります。

---

### 日程第4. 発議第1号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第4、発議第1号築上町議会報編集委員会委員の選任については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日、即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、日程第4、発議第1号築上町議会報編集委員会委員の選任については、本日、即決することとします。

日程第4、発議第1号築上町議会報編集委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。築上町議会報編集委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規

定によって、別紙のとおり、塩田昌生議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、築上町議会報編集委員会委員に、塩田昌生議員を選任することに決定しました。

---

### 日程第5. 議案第1号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第5、議案第1号専決処分について（平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））については、専決処分の案件です。よって会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日、即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、委員会付託を省略し、本日、即決することに決定しました。

日程第5、議案第1号専決処分について（平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中野財政課長。

○財政課長（中野 誠一君） 議案第1号専決処分について（平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））について、平成26年2月19日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成26年3月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第1号は、専決処分でございますけれども、本案は、平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算の専決でございます。

内容は、椎田浄化センター建築工事が、これ入札が、下水道事業団に事業、入札関係等々、全部委託をしておりますけれども、一応入札が不調に終わったというふうなことで、これを繰り越して再入札をせざるを得ないと。こういう形になりましたので、2月19日付で専決処分をいたしましたものでございます。繰越明許ということで、また、近いうちにはこれを繰り越したものを入札をしていくということでございます。よろしく御審議をいただくようお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第1号について採決を行います。議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第6、議案第2号平成25年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてから、日程第9、議案第5号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案5号までは一括議題とすることに決定しました。

日程第6、議案第2号平成25年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてから、日程第9、議案第5号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中野財政課長。

○財政課長（中野 誠一君） 議案第2号平成25年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度築上町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

議案第3号平成25年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第4号平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第5号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。平成26年3月3日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第2号は、平成25年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額を103億130万に3,830万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を103億3,960万円と定めるものでございます。

補正の主なものは、一応事業完了及び決算見込みによる関連予算の減額といたしましては、人件費、これは職員給でございますけれども、3,031万7,000円、それから、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で、道路が減額の2,920万円、それから、再編交付金事業で、下城井小のプール1億500万円、このプールは、一応今年度、一応実施ができないという、繰り越さざると得ないということで、来年度の予算に振り当てて行うように計画しておるところでございます。それからあと、増額分といたしましては、財政調整基金の積立金が1億5,220万円、それから、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用した環境施設基金積立金1億8,000万円が主なものでございます。

歳入予算の主なものは、地方交付税が3億3,121万6,000円、それから、特定防衛施設調整交付金が1億3,240万円、再編交付金は、減額の8,850万円、それから、基金繰入金、これ3つありますけど、財政調整基金、減債基金、地域振興などあわせまして、減額で3億5,725万円ということで、あと前年度の繰越金を7,030万6,000円、一応充てられておるところでございます。

ほかに、一応繰越明許費を4件、設定をさせていただいておるところでございます。

よろしく願い申し上げます。

それから、議案第3号は、平成25年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、本予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ21万1,000円を追加いたしまして、総額それぞれ333万6,000円といたすものでございます。

補正の内容は、霊園販売増に伴う永代使用料を受け入れ、霊園基金に積み立てるものでございます。この販売は、1基小を売り上げておるところでございます。

次に、議案第4号平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,753万4,000円を減額いたしまして、総額をそれぞれ3億330万1,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、入札減等による減額が主なものでございます。それに伴いまして、県費の補助金も減額等々でございます。

次に、議案第5号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,010万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,517万7,000円に定めるものでございます。

補正の主なものといたしまして、社会資本整備総合交付金事業交付金の追加が国庫からございました。これが140万円。それから、下水道事業債1,270万円を追加し、一般会計繰入金を600万円追加するものでございます。

歳出については、社会資本整備総合交付金事業交付金の追加により、測量設計監理業務委託料500万円、建設改良事業費1,510万円を増加するものでございます。

また、社会資本整備総合事業交付金の追加によりまして、事業の一部予算を繰越措置により繰り越しをさせていただくものでございます。

以上、4件、よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

---

日程第10. 議案第6号

日程第11. 議案第7号

日程第12. 議案第8号

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号

日程第15. 議案第11号

日程第16. 議案第12号

日程第17. 議案第13号

日程第18. 議案第14号

日程第19. 議案第15号

日程第20. 議案第16号

日程第21. 議案第17号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第10、議案第6号平成26年度築上町一般会計予算についてから、日程第21、議案第17号平成26年度築上町水道事業会計予算についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第17号までは、一括議題とすることに決定しました。

日程第10、議案第6号平成26年度築上町一般会計予算についてから、日程第21、議案第17号平成26年度築上町水道事業会計予算についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中野財政課長。

○財政課長（中野 誠一君） 議案第6号平成26年度築上町一般会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成26年度築上町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第7号平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第8号平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第9号平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第10号平成26年度築上町霊園事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成26年度築上町霊園事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第11号平成26年度築上町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成26年度築上町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第12号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第13号平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第14号平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第15号平成26年度築上町公共下水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成26年度築上町公共下水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第16号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条

第1項の規定により、平成26年度築上町簡易水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第17号平成26年度築上町水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成26年度築上町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。平成26年3月3日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第6号は、平成26年度築上町一般会計予算でございますが、本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億7,387万円と定め、一時借入金の限度額を10億円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較して、これは7億7,500万ほど少なくなっておるところでございます。

この少なくなった理由は、町長選がございまして、骨格予算ということで組まさせていただきます。この骨格予算ということで義務的経費、それから經常経費、それと継続事業的な事業費は一応計上をさせていただきますおるところでございます。

そのような形の中で、歳入においては、団塊世代の退職に伴う所得減による町民税の減収が、これが減収ということで、町税が783万6,000円減額されて、15億2,094万1,000円を計上させていただきます。それから、地方譲与税も、これは若干の減額でございますが、169万7,000円の減額、前年比でございます。これは1億2,662万3,000円を計上させていただきます。それから、地方交付税も一応2.3%減額で、8,467万6,000円を減額いたしまして3億1,400万を計上させていただき、それから、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額では、これが減額の1億2,562万6,000円ということで、3.1%減額させていただきます、39億5,220万円となっておりますおるところでございます。

また、町債も骨格予算による起債発行減のために、3億6,145万円減額しまして、4億7,770万円を計上させていただきますおるところ。

以上が、歳入の主な概要でございます。

歳出におきましては、先ほど申しましたけれども、義務的経費、それから經常経費、そして、継続予算ということでございますけれども、職員給が、これ職員が一応減りまして減等により1,161万4,000円の16億6,988万6,000円、これが人件費で計上させていただきます。公債費は、定期償還の減額によりまして、6,995万6,000円が減額で、12億6,346万9,000円を一応借金返済に充てるための一応財源として組ませると。それから、扶助費は自立支援給付費の増加によりまして、これが1億4,166万4,000円を昨年ふえております。これで15億1,762万4,000円の扶助費ということになっておるところ。それからあと、義務的経費は6,094万円を増加させていただきまして、普通建設事業

の骨格予算でございますので8億725万円、一応減額いたしまして、2億2,655万6,000円を計上いたしておるところでございます。

歳入不足でございますので、財政調整基金、減債基金、地域振興基金等々の基金を取り壊しまして、この財源に充当させていただいておるところでございます。

今後も老朽化した公共施設の維持補修費、それから、いろんな建てかえ等々もございますので、財源の弾力的な運用をしていながら、引き続き健全財政を保ちながら、厳しい財政状況を乗り越えたいと、このように考えておるところでございます。

次に、議案第7号平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額を206万円と定め、一時借入金の最高限度額を2億9,900万円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、総務管理費191万4,000円でございます。この財源は、貸付金の元利収入106万9,000円及び県補助金98万7,000円を充てております。

貸付金の滞納額が非常に多額であり、この回収に向けては全力で取り組みながら、時効にならないような措置を企てながら、これを回収に向けて努力してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、議案第8号平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算でございますが、本予算は、歳入歳出をそれぞれ600万8,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、今年度、貸付予定の新規6名、大学4名、短大生2名と、継続貸付予定者4名、大学生の貸付金540万円を計上をいたしておるところでございます。

歳入の主なものは、貸付金元利収入と前年度繰越金並びに基金から繰り入れるものでございます。

次に、議案第9号平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算でございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額それぞれ212万円と定めるものでございます。

本会計は、既貸付金の返済回収業務を行っているものでございますが、貸付金元利収入211万8,000円につきましては、事務費及び一般会計繰出金に充てておるところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第10号平成26年度築上町霊園事業特別会計予算についてでございますが、本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ269万3,000円と定めるものでございます。

平成26年度の販売は、一応小2区画を見込んで計上いたしております。

歳入は、使用料及び手数料が111万8,000円、事業費及び一般会計へ繰り出すための基金繰入金157万1,000円が主なものでございます。



歳出は、一般管理費として269万円、一般会計繰入金1,000円を一応計上させていただいております。

次に、議案第11号平成26年度築上町国民健康保険特別会計予算でございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額を27億6,400万4,000円と定め、一時借入金の最高限度額を3億と定めるものでございます。

本年度は、被保険者数の減少を勘案いたしまして、保険給付費総額を19億6,783万3,000円と計上しています。前年度比で約1%の減額を見込んでおるところでございます。

本年度は、新たに70歳になられる方の窓口負担に変更が生じる等、若干の医療制度の変更が予定されておりますが、大きな制度変更ではございませんので、予算についても大きな増減はございません。また、平成25年度の医療費実績を勘案いたしまして、医療費総額を前年比1.0%減で計上をさせていただいております。

歳入の主なものは、国保税が4億4,845万9,000円、国庫支出金7億2,753万2,000円、療養給付費等交付金1億6,272万8,000円、前期高齢者交付金7億3,332万4,000円、県支出金といたしましては、1億7,964万5,000円、共同事業交付金3億3,674万1,000円、それから、一般会計繰入金といたしましては、11億7,409万6,000円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費が19億6,783万3,000円、後期高齢者支援金2億7,481万8,000円、介護納付金1億1,894万8,000円、共同事業拠出金3億2,325万6,000円、保健事業費1,802万3,000円を予算計上しておるところでございます。

次に、議案第12号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出予算総額を3億1,640万2,000円と定めるものでございます。

この特別会計は、後期高齢者医療の保険料を徴収いたしまして、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付をするための会計でございます。

主なものは、後期高齢者医療保険料として2億920万8,000円、一般会計繰入金といたしまして1億715万6,000円を計上させていただいております。

歳出の主なものは、総務管理費1,231万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金3億130万5,000円、予備費として150万円を計上させていただいております。

次に、議案13号平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算でございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,598万6,000円と定めまして、一時借入金の最高額を3億円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、下水道事業収益として下水道使用料4,674万9,000円、一般会計補

助金3,285万1,000円、資本的収入といたしまして一般会計補助金5,695万円でございます。

歳出の主なものは、下水道管理費として処理場費が4,673万8,000円、支払い利息3,111万8,000円、資本的支出として特定環境保全公共下水道事業費828万2,000円、下水道事業債償還金4,681万9,000円でございます。

次に、議案第14号平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,357万2,000円に定め、一時借入金を4,000万円とするものでございます。

歳入の主なものは、下水道事業収益として下水道使用料5,804万2,000円、一般会計補助金4,484万4,000円、資本的収入といたしまして、一般会計補助金を7,905万1,000円、一応予定をしております。

歳出の主なものは、下水道管理費といたしまして、処理施設費6,261万9,000円、支払い利息3,939万4,000円、資本的支出として農業集落排水事業費959万5,000円、下水道事業債償還6,845万6,000円を予定しておるところでございます。

次に、議案第15号平成26年度築上町公共下水道事業特別会計予算でございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,412万6,000円と定め、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、一般会計補助金3,280万3,000円、国庫補助金4,390万円、一般会計補助金2,831万2,000円、下水道事業債1,810万円でございます。

歳出の主なものは、下水道管理費として処理施設費1,994万9,000円、支払い利息1,285万9,000円、資本的支出として公共下水道事業費8,931万5,000円を予定しておるところでございます。

次に、議案第16号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,508万8,000円と定め、一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、給水事業収入6,324万円、国庫補助金5,400万円、一般会計繰入金2億1,357万3,000円、町債6,400万円を予定しておるところでございます。

歳出の主なものは、総務費といたしまして一般管理費7,277万4,000円、財産管理費4,329万3,000円、簡易水道施設整備事業費2億1,374万4,000円、公債費といたしまして元利償還費の6,327万6,000円を予定しておるところでございます。

なお、事業の内容は、老朽水道管の布設工事約5キロを計画をしております。

次に、議案第17号平成26年度築上町水道事業会計予算についてでございます。

本予算は、業務の予定量と収益的・資本的収入支出額及び一時借入金の借入限度額を5,000万円と定めるものでございます。

具体的内容は、第3条予算の収益収入及び支出は、水道事業収益2億8,476万3,000円で、うち主なものは、給水収入2億5,051万6,000円、受託工事収入43万2,000円、加入金等202万1,000円であります。支出の水道事業費用は2億3,776万4,000円で、主なものは、受水費、これは水道企業団からの受水費でございますが、5,964万3,000円、動力費1,349万2,000円、修繕費2,343万6,000円、受託工事費41万2,000円、人件費1,625万9,000円、企業債支払い利息1,528万6,000円を予定しております。

第4条予算の支出の主なものは、建設改良費の648万2,000円、企業債償還金8,438万円を予定しておるところでございます。

ただいま12議案を提案いたしましたので、よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

---

日程第22. 議案第18号

日程第23. 議案第19号

日程第24. 議案第20号

日程第25. 議案第21号

日程第26. 議案第22号

日程第27. 議案第23号

日程第28. 議案第24号

日程第29. 議案第25号

日程第30. 議案第26号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第22、議案第18号築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第30、議案第26号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第26号までは、一括議題とすることに決定しました。

日程第22、議案第18号築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

から、日程第30、議案第26号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第18号築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第19号築上町簡易水道事業（築城中部地区）給水条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第20号築上町簡易水道事業（築城地区）給水条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第21号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第22号築上町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第23号築上町農業推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第24号築上町固形堆肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第25号築上町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第26号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成26年3月3日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第18号は、築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、築上町におけるごみの減量化、資源化及び環境問題についての住民の啓発運動をより促進し、また、リサイクルプラザ条例の一部を改正するものでございます。

プラザの利用の形態を、今までは月曜、木曜を閉館としておりましたが、日曜と月曜を閉館とするものでございます。利用者の要望等もございまして、だから、火曜日から土曜日まで平日を開館していくと、こういう形でやっぺいこうというものでございます。

次に、議案第19号築上町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案も、築上町簡易水道事業（築城中部地区）の水道料金を築上町水道事業の料金と統一するため、平成26年4月から激変緩和の経過措置によりまして段階的に引き上げてまいります。平

成28年4月で同一料金といたしたく、築上町簡易水道事業の給水条例の一部を改正するものでございます。

なお、3カ年で、先ほど申しましたように、28年4月で水道料金と同じような形になって、早く水道一本化の統合をいたしたいと、このように考えております。

次に、議案第20号築上町簡易水道事業（築城地区）給水条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例も26年4月から料金統一に向けての給水条例の改正でございます。

平成28年度には一緒にするような形で改正するものでございます。

次に、議案21号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、本条例は、今回、一応公園内の野外ステージを拡張いたしまして、テントを新設をいたしております。それで、照明と音響の利用料が発生をいたすために、この利用料を制定するものでございます。そしてまた、今までは1日から1時間に見直しをし、より利用者が利用しやすいようにということで、この条例を改正するものでございます。

次に、議案第22号築上町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例ということで、本条例は、今まで福岡豊築農業協同組合が福岡みやこ農業協同組合になりました。そのための一応名称変更を行うための条例でございます。

次に、議案第23号築上町農業推進協議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例案も、前22号議案と同じく、福岡京築農業協同組合が発足したために変更するものでございます。

それから次は、議案第24号でございますけれども、築上町固形堆肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、消費税の税率が4月1日から8%に引き上げます。そのために条例改正を行うものでございます。

次に、議案第25号築上町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例でございますが、本条例案は、地方青少年問題協議会法の改正によりまして、協議会の会長及び委員の資格を見直して地方公共団体の長以外の者を会長として、議会の議員等以外の者を委員に任命することが可能になったため条例の一部を改正するものでございます。

以上、条例改正案でございますので、よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

もう1個あった、ごめんなさい。もう一つ、議案第26号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例案も、平成23年度から平成25年度の間、

築上町パークゴルフ場の普及対策の一環といたしまして、築上町パークゴルフ場条例第10条（使用料の減免）により、使用料のラウンド追加料及び用具利用料の免除を行ってきたところでございます。その結果、利用者は増加してまいり、一定の効果が見られておりという現状でございます。今後の施設運用につきましては、近隣自治体の同種施設の使用料等を勘案し、当該施設使用料を別紙のとおり見直していきたいと。なお、1日当たりの料金で運用を今後はしたいということでございます。

そういうことで、よろしく御審議をお願い申し上げたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

ここで一旦、トイレ休憩をしたいと思います。再開は11時10分からとします。

午前10時57分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

### 日程第31. 議案第27号

○議長（田村 兼光君） 日程第31、議案第27号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第27号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので町議会の議決を求める。平成26年3月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第27号は、公の施設に係る指定管理者の指定でございます。

本議案は、極楽寺地区の森とのふれあい施設（ビラ・パラディ）であり、現在、しいだサンコー株式会社に指定管理の指定を行っております。平成26年3月31日で協定期間が満了となります。今後も施設を効果的に活用する必要があるため、指定管理者の指定を行うものでございますが、引き続き、しいだサンコー株式会社に委託をいたしたく考えておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

----- . ----- . -----

### 日程第32. 議案第28号

○議長（田村 兼光君） 日程第32、議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので町議会の議決を求める。平成26年3月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第28号も、同じく公の施設に係る指定管理者の指定でございますが、これはコマーレの指定でございますが、このコマーレも、現在、しいだサンコー株式会社が指定管理しております。3月31日で協定期間が満了いたしますので、引き続き、しいだサンコーのほうに指定管理をしたいと、このように考えておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

---

### 日程第33. 議案第29号

### 日程第34. 議案第30号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第33、議案第29号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてから、日程第34、議案第30号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更については契約の案件です。よって、日程第33から日程第34までを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日、即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第30号までを委員会付託を省略し、本日、即決することに決定しました。

日程第33、議案第29号工事請負契約の締結について、議決内容の一部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第29号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、平成25年8月6日付、議案第58号をもって議決された公共下水道事業（椎田処理区管渠築造工事（4-1工区））の工事請負契約の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。平成26年3月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第29号は、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてでございます。

本契約は、平成25年7月17日に、条件つき一般競争入札を行った結果、梅林建設株式会社福岡支店が、消費税込みで9,450万円で落札をいたしまして、平成25年7月23日に仮契約を締結、平成25年8月6日に臨時議会において議決をされて、本契約をいたしておるところでございます。

今回の主な変更点につきましては、本工事施工に当たり、水道布設がえと道路使用許可に基づく交通整理員の増員が生じたことによる工事費の増加に伴う変更でございます。

なお、水道布設がえということで、当初、掘ってみなければある程度一定な量がわからないというふうなことで計画をしておりましたけれども、掘って、やっぱり変更が必要だというふうなことで一応計上させていただき、交通整理員につきましては、当初、片側通行での交通整理を一応予定をしておりましたが、道路使用申請に際しまして、警察よりT字付近の国道、それから車両進入等の対応が非常に多くあるんで交通整理員を増員せよというふうな、警察の一応協議において指摘をされたというようなことで、契約変更をやむなくやったものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 今、説明がありまして、交通整理員の増員とかいうのは、こういうのは工事前から国道だったらわかってることじゃないんでしょうか。そのところ、もう少し詳しく、わかるように説明してください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 当初は片側通行で、人員が少なくていいということで計画しておりましたけれども、実際に計画を、警察に協議に行ったら増員をなさいと、こういう指摘を受けたので増員をせざるを得なかったということでございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ようございますか。（「よくわからないけど、いいです」と呼ぶ者あり）中島議員。

○議員（13番 中島 英夫君） 今、関連なんですけど、町長、契約をしてから、これ当然警察に当然行って合議しとるわね。それはいつだったんですか。その指導を受けたのは。3月の議会で、少し、当初まで数カ月もかかるとるわけでしょう。なぜその時点で議会に、行政報告でも何でもいから何か一言言っていたかかったと思うんですよね。あなた、言うのはそれはわかるけれども、なぜ数カ月も、もう最終段階の3月議会になったら、唐突としてなぜ出すんですか



っていうこと。一口、何でも言うてくれちゃったら何でもいいわけね。副町長も何でもいつも言  
いよるけれども、一個も言わんじゃないですか。今になったらそんな、なぜそういうこと出るん  
ですか。だから、説明を、そのやつをちゃんとやはり担当課長でもいいんですけども、もう課  
長言うよりも、あんたのほうが一番いいわけじゃ。もう副町長に聞くことね、あんたがね、いつ  
これは警察に行ったんですかっていうことよね。当然、当初のときに行つとるはずですね。指導  
を受けたんならなぜ言わんですか。こういうこと指導を受けたから、経過報告しますよってね、  
一言なぜ議会で、あんた、数カ月あつてんじゃないですか。そのことを俺は聞きたいんよ。その  
説明を、突然今、出たわけじゃないでしょう。警察の指導が出たんなら、それ正直、それちゃん  
となぜ、何月何日にこういうことがありましたっていう。

○議長（田村 兼光君） 古田下水道課長。

○下水道課長（古田 和由君） 下水道課長です。議員さん、おっしゃるとおり、変更の時点で早  
急に内容について御説明する必要があつたと感じておりますが、今後、気をつけていきたいと思  
いますのでよろしく願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 中島議員。

○議員（13番 中島 英夫君） もう何ぼ言うても、課長がそれ言うたから、もうそれで言わん  
けん、やっぱ、いつ、何月何日にこういう指導をしたら当然警察には絶対行くわけですから、そ  
の時点で受けたと、警察の誰々、交通課長なら交通課長から受けましたということ、（ ）を  
何月何日したことの実績を教えてくれたら何も言わんのんよ。あえて、皆さん困らせるために質  
問するわけじゃないけれども、誰もみんな言わんだけで、やっぱ疑問に思うわけだ。決算がもう  
近づいたときに言う。だから、おかしいじゃないですかって疑惑を招かないように、やっぱ町長  
もちゃんと早くから、こういうことありましたと言わないと。今になったら、これ合計したらや  
はり900万ぐらいになるよね、同額になつちよる。それは中の、（ ）の記述やらあるとは  
思いますけれども、ちょっと常識で考えられないかと。職員もみんな、ちょっと気をつけたら何  
ちゅうことないんよ。一口も言わんでもいいんよ。私も言葉、あんまり言うたら悪いよちゅう言  
われちよるけん、余りにもあらましやから、副町長、ちょっと考えてみなさい、こんな、あんた  
たちがちゃんと言うとくとこれ、言わんでええんよ。今になったら言うっちゃ、早くから、数カ  
月前に言うつたら何ちゅうことないんよ。ほで、今、こういうこと出すと、それはそれでいい  
んよ。そけどあんまり議会、軽視をし過ぎよるんじゃないかということをお願いしたいんよ。今後、  
気をつけて。もう答弁要らん。

○議長（田村 兼光君） じゃ、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これですべての討論を終わります。

これより議案第29号について採決を行います。議案第29号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第34、議案第30号工事請負契約の締結について、議決内容の一部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第30号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、平成25年8月6日付、議案第59号をもって議決された公共下水道事業（椎田処理区管渠築造工事（4-2工区））の工事請負契約の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。平成26年3月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第30号も同じ、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更でございますが、これは4-2工区ということで、これも一般競争入札、条件付きの結果、梅林建設株式会社福岡支店が落札をいたしまして、契約を同様に行っておるところでございます。

この工事請負契約変更も、議案第29号と同様の理由によりまして、水道の布設がえ、それから交通整理員ということで、若干額は違いますけれども、同じような形での設計変更で、これを契約変更したいということでございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これですべての質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これですべての討論を終わります。

これより議案第30号について採決を行います。議案第30号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

日程第35. 議案第31号

日程第36. 議案第32号

日程第37. 議案第33号

日程第38. 議案第34号

日程第39. 議案第35号

日程第40. 議案第36号

日程第41. 議案第37号

日程第42. 議案第38号

日程第43. 議案第39号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第35、議案第31号築上町教育委員会委員の任命についてから、日程第43、議案第39号人権擁護委員の推薦についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第39号までは、一括議題とすることに決定しました。

日程第35、議案第31号築上町教育委員会委員の任命についてから、日程第43、議案第39号人権擁護委員の推薦についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続き、提案の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第31号築上町教育委員会委員の任命について、築上町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

議案第32号築上町教育委員会委員の任命について、築上町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

議案第33号築上町監査委員の選任について、築上町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めます。

議案第34号築上町公平委員会委員の選任について、築上町公平委員会委員に下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2の規定により、議会の同意を求めます。

議案第35号築上町公平委員会委員の選任について、築上町公平委員会委員に下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2の規定により、議会の同意を求める。

議案第36号築上町公平委員会委員の選任について、築上町公平委員会委員に下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2の規定により、議会の同意を求める。

議案第37号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

議案第38号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

議案第39号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。平成26年3月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第31号は、築上町教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、築上町教育委員会委員の野村一成氏が26年の3月24日をもって任期満了になります。引き続き教育委員として活躍をしていただきたいということで、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、議案第32号築上町、同じく教育委員会委員の任命についてでございますが、本案は、築上町教育委員会委員神崎優子氏が平成26年3月24日をもって任期満了になります。新たに築上町教育委員会委員として中嶋哲子氏を任命することに、議会の同意を求めたいと、このように考えておるところでございます。

なお、中嶋氏の略歴は、議案資料の24ページのほうに一応参考資料としてお配りをしておると思います。

それから、議案第33号築上町監査委員の選任についてということで、監査委員の尾座本雅光氏が平成26年3月8日をもって任期満了になります。引き続き築上町監査委員として再任をお願いしたいということで、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第34号築上町公平委員会委員の選任についてということで、築上町公平委員会委員進秀孝氏が平成26年3月8日をもって任期満了になります。進さんについても、引き続き公平委員会委員として再任をお願いしたいということで、議会の同意を求めるものでございます。

議案第35号、同じく築上町公平委員会委員の選任についてということで、公平委員の牧政江氏が平成26年3月8日をもって任期満了になります。彼女も引き続き公平委員として再任をいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第36号築上町公平委員会委員の選任について、これも同じでございますけれども、

公平委員の我生精二氏が平成26年3月8日をもって任期満了になります。引き続き公平委員として再任をしていただきたく、同意を求めるものでございます。

それから、議案第37号人権擁護委員の推薦について。

本案は、人権擁護委員中村雅輝氏が平成26年6月30日をもって任期満了となります。引き続き人権擁護委員として推薦をしていただきたく、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第38号は、同じく人権擁護委員の推薦でございますけれども、人権擁護委員安田美鈴氏が平成26年6月30日をもって任期満了になります。引き続き人権擁護委員として推薦することに、人権擁護委員の一応第6条第3項ですか、規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議案第39号も人権擁護委員の推薦でございますが、人権擁護委員棕本欣二郎氏が平成26年6月30日をもって任期満了となります。新たに人権擁護委員として久保孝吉氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、久保氏は新しくなりますが、資料の31ページのほうに略歴を記載させていただいておるところでございます。

よろしく御採択をお願い申し上げて、提案とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

ここで、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。なお、一般質問の締め切りは、あすの正午までとします。

----- . ----- . -----

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。これで散会します。お疲れさ  
んでした。

午前11時32分散会

-----